

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第11号	
事故等名	衝突	
発生年月日時刻	平成23年1月5日（水） 05時38分ごろ	
発生場所	広島県江田島市 ^{あんどしま} 安渡島北東方沖 安渡島灯台から真方位057° 1,000m付近 （概位 北緯34° 16.9′ 東経132° 24.8′）	
事故等調査の経過	平成23年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 かもめ丸、18.75トン HS2-1589（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート ^{ちよ} 千代丸、3.1トン 270-43998広島、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部に擦過痕 B 左舷船首部に擦過傷、船首ウインチが破損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、安渡島北東方沖を北北西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、南西進中、平成23年1月5日05時38分ごろ、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約4.1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、安渡島北東方沖を北北西進中、船長Aが、右舷方の適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、安渡島北東方沖を南西進中、船長Bが、左舷方の適切な見張りを行っていなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、安渡島北東方沖において、A船が北北西進中、B船が南西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	